

保護者のみなさまへ



令和 8 年度利用に伴う教育・保育給付認定手続きについて



1 必要な手続

幼稚園（全ての市立幼稚園、施設型給付の対象となる私立幼稚園）及び認定こども園の幼稚園部分を利用するためには、御利用予定の施設への入園手続の他に、京都市から教育・保育給付認定（1号認定）を受ける必要があります。

（参考）施設型給付の幼稚園について（令和 7 年 1 0 月時点）

施設型給付の幼稚園	令和 8 年 4 月に施設型給付の幼稚園へ移行予定の幼稚園
紫明幼稚園、とうりん幼稚園、寺之内幼稚園、鴨東幼稚園、コドモのイエ幼稚園、下鴨幼稚園、八条幼稚園、本願寺中央幼稚園、龍谷幼稚園、光徳幼稚園、いずみ幼稚園、山科幼稚園、洛東幼稚園、西山幼稚園、桃山幼稚園及び全ての市立幼稚園	北野幼稚園、聖ドミニコ学院京都幼稚園、洛陽幼稚園、相愛幼稚園、マクリン幼稚園、華頂短期大学附属幼稚園、泉山幼稚園、其枝幼稚園、東山幼稚園、栄光幼稚園、御室幼稚園、嵯峨幼稚園、洛西せいか幼稚園及び砂川幼稚園

2 御提出いただくもの

（１）教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（様式 1（１））

（２）個人番号（マイナンバー）申告書（様式 1（３））

保護者、申請児童、きょうだいのマイナンバーを御記入のうえ、当該申告書に記載の確認書類の写しと一緒に同封し、封かんした封筒等（保護者の方において市販封筒等を御用意ください。）を提出用封筒に入れてから御提出ください。

3 提出期限 及び 提出先

【提出期限】（４月から利用の場合）**令和 7 年 1 2 月 3 日（水）**
（年度途中から利用の場合）利用が決定次第、お早めに御提出ください。

※ 京都市外から転入して利用の場合は、住民票の異動手続が完了後、速やかに御提出ください。

【提出先】 御利用予定の幼稚園又は認定こども園

4 利用者負担額（保育料）について

令和元年 1 0 月から幼児教育・保育の無償化が開始され、利用者負担額（保育料）は無償となりました。詳細については、[こちら](#)の京都市情報館（京都市ホームページ）にて御確認ください。



5 給食に係る副食材料費の支払免除について

給食材料費のうち副食材料費（おかず等の材料費）については、支払免除となる場合があります（３ページを御覧ください）。

※ 市立幼稚園では給食を提供しておりませんので給食材料費の支払いはありません。

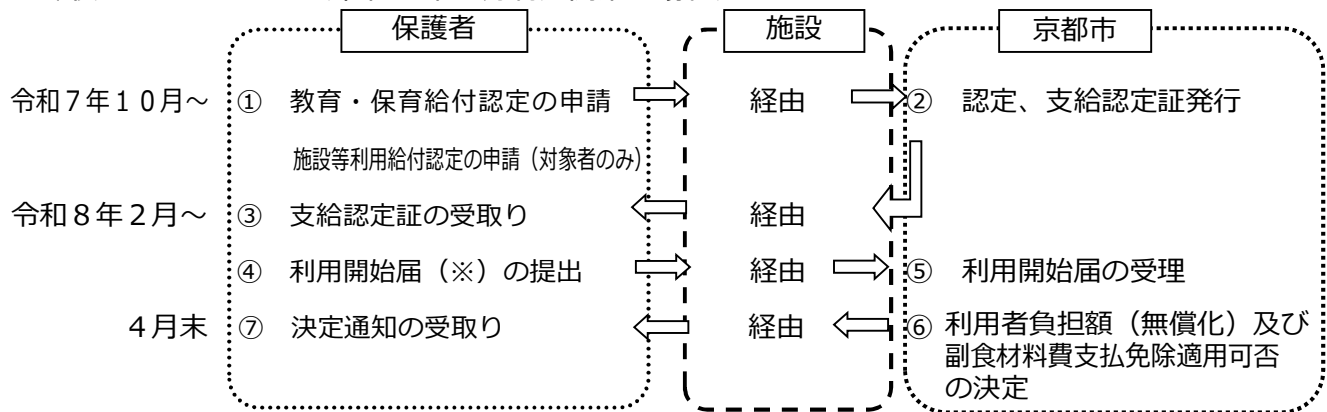
6 預かり保育を利用予定の方

共働き世帯の場合等、保育が必要な理由に該当する場合に限り、施設等利用給付認定を受けることで預かり保育の利用料の補助を受けることができます（教育・保育給付認定とは別の認定です。申請は別途、幼稚園又は認定こども園にお渡ししている「令和 8 年度 新 2・3 号認定 京都市提出用封筒」の書類により行ってください。）。

満 3 歳児（3 歳到達後最初の 3 月 3 1 日までの間の子ども）	3 ～ 5 歳児
保育が必要な理由に該当し、かつ住民税非課税世帯である場合に限り、 1 か月当たり「預かり保育利用日数×4 5 0 円まで」（ただし月額上限 1 6, 3 0 0 円まで）支給されます。	保育が必要な理由に該当する場合に限り、 1 か月当たり「預かり保育利用日数×4 5 0 円まで」（ただし月額上限 1 1, 3 0 0 円まで）支給又は支払が免除されます。

制度の詳細は京都市情報館（上記 4 の URL、二次元コード）を御確認ください。

7 今後のスケジュール（令和8年4月利用開始の場合）



※ 5月以降に利用開始される方は、利用開始届を教育・保育給付認定の申請と同時に御提出ください。（利用開始届は、幼稚園・認定こども園に置いています。）

8 教育・保育給付認定申請書提出後の留意点

教育・保育給付認定申請書提出後、次のいずれかに該当した場合は、区役所・支所まで必ず御連絡ください（お問合せ先は、下記10を御参照ください。）。変更申請等の手続きが必要となる場合があります。

- (1) 住所を変更する場合（市外に転出し、同じ施設を利用する場合は、転出先の市町村に教育・保育給付認定（必須）及び施設等利用給付認定（必要な方のみ）の申請を行ってください。）
- (2) 世帯構成・世帯状況（ひとり親・障害世帯や生活保護の該当・非該当等）が変わる場合

9 電子申請について

「子育てワンストップサービス」を用いた電子申請も受け付けています。電子申請を行うには、マイナンバーカードとマイナンバーカード認証ができるカードリーダー又はスマートフォンが必要です。

詳しくは、[こちら](#)のホームページを御確認ください。



10 お問合せ先

お住まいの地域の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室子育て推進担当（京北地域は京北出張所保健福祉第一担当）まで

区役所・支所名	所在地	電話	FAX
北区役所	北区紫野西御所田町 56	432-1284	451-0611
上京区役所	上京区今出川通室町西入堀出シ町 285	441-5119	432-2025
左京区役所	左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2	702-1114	791-9616
中京区役所	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521	812-2543	822-7151
東山区役所	東山区清水五丁目 130-6	561-9350	531-2869
山科区役所	山科区榎辻池尻町 14-2	592-3247	501-6831
下京区役所	下京区西洞院通塩小路東塩小路町 608-8	371-7218	351-9028
南区役所	南区西九条南田町 1-2	681-3281	691-1397
右京区役所	右京区太秦下刑部町 12	861-1437	861-4678
右京区役所京北出張所	右京区京北周山町上寺田 1-1	852-1815	852-1814
西京区役所	西京区上桂森下町 25-1	381-7665	392-6052
洛西支所	西京区大原野東境谷町二丁目 1-2	332-9195	332-8186
伏見区役所	伏見区鷹匠町 39-2	611-2391	611-1166
深草支所	伏見区深草向畑町 93-1	642-3564	641-7326
醍醐支所	伏見区醍醐大構町 28	571-6392	571-2973